

別添

委託料（指定管理料）等の経費について
（大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場関係）

1 委託料（指定管理料）等の考え方

利用料金制を導入しており、指定管理者は東京都が支払う委託料（指定管理料）のほか、利用者が支払う利用料金や自らが企画・実施する各事業の収入等を自らの収入とすることができる。

また、事業の実施に際して、各種助成金・協賛金等を活用することができる。

2 指定管理者の収入

指定管理者の収入として見込まれるものは、以下のとおりとする。

（１）委託料（指定管理料）

（２）利用料金（条例で定められた施設の利用に係る料金）

利用料金（利用予納金を含む。）は、利用日の属する年度の収入とすることとし、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までのものが、今回選定する指定管理者の収入となる。

（３）スポーツ振興事業に係る参加料、スポーツの日記念事業に係る参加料

（４）自主事業（施設の多様な活用及び地域との連携に係る事業）及び利用者に対するサービス提供事業により得られる収益（黒字の収支差額）

（５）各種助成金・協賛金等

（６）その他管理運営に伴い発生する収入のうち、東京都が認めたもの

3 指定管理者の支出

指定管理者の支出として見込まれるものは、以下のとおりとする。

（１）人件費（退職給与引当金を含む。）

（２）管理運営費（光熱水費、消耗品費、役務費、施設修繕及び工事費、賃借料等）

（３）スポーツ振興事業及びスポーツの日記念事業に係る事業費

（４）事業活動に伴い発生する公租公課

※ 事業所税の扱いについては、都税事務所又は所管する自治体の担当部署に確認すること。

（５）その他管理運営に伴い発生する支出のうち、東京都が支払うべきものを除いたもの（募集要項「第８ 指定管理者と東京都の責任分担」を参照）

4 委託料（指定管理料）の積算

支出の計画（人件費、管理運営費及びスポーツ振興事業費の3つに区分すること。）の額から、収入の計画（管理運営費、スポーツ振興事業費、自主事業（施設の多様な活用及び地域との連携に係る事業）及び利用者に対するサービス提供事業からの繰入額の3つに区分すること。）の額を差し引いた額を委託料（指定管理料）として積算し、提案すること。

繰入額とは、自主事業（施設の多様な活用及び地域との連携に係る事業）及び利用者に対するサービス提供事業により得られる収益（黒字の収支差額）を、指定管理者の収入として年度ごとに繰り入れる額を指す。なお、当事業に係る支出（事業費）については、委託料（指定管理料）を用いることはできない。収入の計画において収益は全額繰り入れることを前提とする。

5 会計の管理

管理運営業務の実施にあたっては、指定管理者が行っている指定管理事業以外の事業と経理を明確に区分し、東京都が指定する様式で、年度ごとに収支その他経理に関する記録等を整備すること。

6 委託料（指定管理料）の支払

委託料（指定管理料）については、年度ごとに東京都の予算の範囲内で指定管理者と協議を行い、年度協定を締結して支払う。支払方法は年度協定において定めることとし、原則として精算は行わない。

また、事故及び自然災害など特別な場合を除き、年度途中において委託料（指定管理料）の増額又は減額は行わないものとする。東京都として、指定期間中の委託料（指定管理料）の支出を担保すること（債務負担行為）は、予定していない。

7 利用料金の取扱い

利用料金は、条例に定める額を上限とし、規則の定めるところにより、指定管理者が東京都の承認を受けて定める。指定管理者は、利用料金の額や利用予納金の取扱い等について定める規程を作成し、東京都に提出して承認を得なければならない。利用料金の額等を変更する場合も同様の手続を必要とする。

利用料金の承認基準については、以下のとおりとする。

- （１） 条例の規定に反しないものであること。
- （２） 原価又は類似の施設の料金と比較して、著しく高額又は低額ではないこと。
- （３） 料金の区分が合理的であり、必要以上に細分化されるなど利用者にとって複雑なものとなっていないこと。
- （４） 指定管理者の経営上、必要と認められること。

なお、条例及び規則に定める減免基準等に基づく利用料金収入の減免分については、東京都が支払う指定管理料に含まれているものとし、別途補てんはしない。

8 利益の還元について

利益の還元の方法については、以下のとおりとする。

- (1) 指定管理者は、年度途中において、『前年度の収支差額の実績』（指定管理者の収入合計額の実績と支出合計額の実績の差額）が、指定管理者の『前年度の収入合計額の実績の10%に当たる額』を超えた場合、6に定める「委託料（指定管理料）の支払」の規定にかかわらず、『収支差額の実績』と『収入合計額の実績の10%に当たる額』の差額の2分の1相当分について、当該年度内における委託料（指定管理料）の減額を行うものとする。
- (2) 前項の規定により委託料（指定管理料）の減額を行う場合、指定管理者はその減額の額の一部又は全部について、利用者サービス向上に資する取組（消耗品等購入、施設修繕又は工事、広告宣伝、自主事業、利用者サービス事業等）への活用を東京都に対し提案することができる。
- (3) 東京都は、前項の提案を適当と認める場合、取組の必要経費について東京都・指定管理者間で協議を行った上で、(1)に定める委託料（指定管理料）の減額額から、指定管理者の取組の必要経費の額の相当分を控除することができる。ただし、当該年度終了後、指定管理者の取組に要した経費の実績が控除額を下回った場合、指定管理者は、その差額を東京都に納付するものとする。
- (4) 指定期間の終了その他の理由により指定管理者の業務が終了する年度の指定管理者の『収支差額の実績』が、指定管理者の当該年度の『収入合計額の実績の10%に当たる額』を超えた場合、指定管理者は、『収支差額の実績』と『収入合計額の実績の10%に当たる額』の差額の2分の1相当分について、東京都に納付する。